

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当人が休日に当たるときは、
の翌日)

鳥取県告示第二百三十五号

告
示

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による田島土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
町及び字の名称
同上の区域（昭和五十五年八月二十八日現在の地番による。）

田島

田島字前田下通り一、三一七の六、三一八の二から三一八の四まで、三一九の六から三一九の一〇まで、三一九の一六、三一九の一七、三一五の一、三一五の三、三一六の一、三二六の二、三二七、三二八の二、三二八の五、三二八の六、三二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、田島字前田下通り一、三三四の一、三三五の一、三三五の

◇告示
目次

町等の区域の変更等
保険医療機関等の指定

保険医の登録
保険医等の登録

土地改良法による換地計画の適否の決定（三件）

土地改良事業計画の変更の認可

鳥獣保護区の存続期間の更新

土地収用法による事業の認定

土地区画整理法による換地処分

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地地区画整理事業の事業計画

の変更

◇選管告示

政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の收支に関する報告書の要旨

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

◇公安規則

規則

三、三三五の四、三三六の二、三三六の三、三三七の一、
三三七の一、三三八の一、三三八の三、三三九の五、三
三九の六、三四〇の二、三四一の一、三四一の二、三四一
の四、三四二の一、三四二の二、三四二の四から三四二の
六まで、三四三の一、三四三の二、三四四の一、三四四の
二、三四五の一から三四五の四まで、三四六の二、三四七
の一から三四七の六まで、三四八の一、三四五の一、三四五
の一、三五五の一、三五六の一、三五六の一、三五七の
二及びこれらと一体をなす国有地、田島字池端田渕通り三
六八、三六九の一、三七〇の一、三七〇の二、三七一、三
七一の二、三七二、三七四の一から三七四の三まで、三七
五、三七六の一から三七六の三まで、三七七の一から三七
七の五まで、三七八から三八一まで、三八二の一から三八
二の三まで、三八三の一から三八三の三まで、三八四の一
から三八四の一六まで、三八五の一から三八五の一二まで、
三八六、三八七の一、三八七の二、三八八の一から三八八
の四まで、三八九、三八九の一、三九〇の一、三九〇の二、
三九一の一から三九一の四まで、三九二の一から三九二の
三まで、三九三の一から三九三の六まで、三九四の一、三
九四の三から三九四の七まで及びこれらと一体をなす国有
地、田島字池端中道通りの全域、田島字前畑ヶ四〇六、四
〇七、四〇八の一から四〇八の四まで、四〇九の一から四
〇九の四まで、四一〇、四一一、四一一の一、四一二から
四一四まで、四一五、四一〇の一、合併、四一六の一、四一六の二、
四一八、四一九、四一九の一、四二〇、四二七、四二八、

<p>田島字前畠ヶ 田島字上土居</p>	<p>田島字前畠ヶのうち四〇六、四〇七、四〇八の一から四〇八の四まで、四〇九の一から四〇九の四まで、四一〇、四一一、四一一の一、四一二から四一四まで、四一〇の二、合併、四一六の一、四一六の二、四一八、四一九、四一九の一、四二〇、四二七、四二八、四二九、四三〇の一から四三〇の三まで、四三一の一、四三三の一と二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>田島字上土居の全域、田島字池端田測通り三六九の二及びこれと一体をなす国有地並びに田島字前畠ヶ四三〇の三及び四三一の二</p>	

	田島字東土居 田島字宮ノ下五〇八
田島字西土居 田島字西土居のうち五〇三及び五〇四以外の区域並びに 国有地以外の区域	田島字西土居のうち五〇三及び五〇四以外の区域並びに 国有地以外の区域
田園町一丁目 田園町一丁目の全域並びに田島字前田下通り壱 三四六 の一の一部、三四六の五の一部、三四六の六の一部、三四 八の一、三四九、三五〇、三五一の一から三五一の五まで、 三五一の一から三五一の三まで、三五三の一から三五三の 六まで、三五四の一、三五七の一、三五八、三五九及びこ れらと一体をなす国有地	田園町一丁目 田園町一丁目の全域並びに田島字前田下通り壱 三四六 の一の一部、三四六の五の一部、三四六の六の一部、三四 八の一、三四九、三五〇、三五一の一から三五一の五まで、 三五一の一から三五一の三まで、三五三の一から三五三の 六まで、三五四の一、三五七の一、三五八、三五九及びこ れらと一体をなす国有地
田園町三丁目 田園町三丁目のうち三三九の一、三三五の一六、三三五 の一七、三六六の一、三六七の一、三六八の四から三六八 の七まで、三七一の一、三七一の三、三七二の一、三七二 の五から三七二の七まで、三七四の一及びこれらと一体を なす国有地以外の区域並びに田島字前田下通り壱 三三九 の三、三三九の七、三四〇の一の一部、三四一の三、三四 二の三、三四六の一の一部、三四六の三、三四六の四、三 四六の五の一部、三四六の六の一部及びこれらと一体をな す国有地	田園町三丁目 田園町三丁目のうち三三九の一、三三五の一六、三三五 の一七、三六六の一、三六七の一、三六八の四から三六八 の七まで、三七一の一、三七一の三、三七二の一、三七二 の五から三七二の七まで、三七四の一及びこれらと一体を なす国有地以外の区域並びに田島字前田下通り壱 三三九 の三、三三九の七、三四〇の一の一部、三四一の三、三四 二の三、三四六の一の一部、三四六の三、三四六の四、三 四六の五の一部、三四六の六の一部及びこれらと一体をな す国有地
田園町四丁目 田園町四丁目のうち一一〇の一、一一〇の三、一一〇の 五から一一〇の一一まで、一一一の三、一一一の三、一一 一の三	松並町一丁目 松並町一丁目のうち一七四の一の一部及び一七四の二以 外の区域、田園町四丁目一一〇の一、一一〇の三、一一〇 の五から一一〇の一二まで、一一一の三、一一一の三、一一 三の三、田島字前田下通り武 三一七の一から三一七の 五まで、三一七の七から三一七の一〇まで、三一九の一、 三一九の三、三一九の五、三一九の一から三一九の一五 まで、三二〇の二から三二〇の七まで、三二一の一、三二 一の三、三二一の四、三二四の一、三二四の四から三二四 の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三一九の一 六、三三五の三及び三一九の三と一体をなす国有地の一部、 田島字宮ノ下五二一の三から五二一の一まで及びこれら と一体をなす国有地並びに五二一の一及び五二一の九と 一体をなす国有地の一部並びに田島字西土居五二四の一か

(第三種郵便物認可) 昭和56年3月13日 金曜日

鳥取県公報

廃止する字の名 田島字前田下通り武、田島字前田下通り壱、田島字池端
称 田渕通り、田島字池端中道通り及び田島字宮ノ下

ら五二四の四までの一部、五三五の一部及びこれらと一体
をなす国有地

鳥取県告示第二百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	昭和五十六年三月十五日
岡歯科医院	米子市上後藤三〇四一四	"
くすだ薬局卯垣支店	鳥取市卯垣二一八二一四	"
有限会社常田葉	鳥取市西町二丁目一〇一	昭和五十六年三月一日

鳥取県告示第二百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
五明田 李	鳥 医 第二、五八三号	昭和五十六年二月五日
崎 平 公 子	鳥 医 第二、五八四号	昭和五十六年二月九日

昭和五十六年三月十三日

鳥取県告示第二百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木津京子	鳥医第一、五八七号	昭和五十六年二月十六日
大砂正	鳥医第二、五八八号	昭和五六年二月二十三日
奥京子	鳥薬第四四六号	"

鳥取県告示第二百三十九号

昭和五十六年二月四日付けで八東町から申請のあつた南地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

昭和五六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年三月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期問終了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

八東町役場

昭和五十六年三月十四日から二十日間

縦覧に供する場所

三

縦覧に供する場所

二

縦覧に供する書類
換地計画書の写し

一

縦覧に供する書類
換地計画書の写し**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十一号

昭和五十六年二月十九日付けで岸本町から申請のあつた立岩地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年三月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次とのおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	区 域	期 間	面 積
日野郡日野町下黒坂地内の町道黒坂敷津線と町道矢倉線との交差点を基点とし、同点から同町道を北方に進み下黒坂から県道黒坂溝口線に通			

鳥取県告示第二百四十二号

福部村から申請のあつた村営土地改良（左近地区農地開発）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第

五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥
鶴
ノ
池
鳥
獸
保
護
区

する山道（通称鶴ノ池尻山道）に至
り、同山道を西方に進み県道黒坂溝
口線に至り、同山道を北東に進み矢
倉峠を経て溝口町福岡地内の山道（
旧二部村道）芦谷線との交差点に至
り、同点から同山道を南東に進み日
野町との境界を経て林道大谷線に至
り、同林道を南方に進み町道下黒坂
線に至り、同町道を西方に進み町道
下榎柿ヶ瀬線との交差点に至り、同
点から下榎安原水路を西方に進み日
野町根妻地内の根妻水路に至り、同
水路を日野川左岸にそって南西及び
西方に進み敷津橋に至り、同橋から
町道黒坂敷津線を西方に進み基点に
至る線により囲まれた一円の地域

昭和五十六年三 月十六日から 昭和六十五年三 月三十日まで	七三八八 クタール	昭和五十六年三 月十六日から 昭和六十五年三 月三十日まで
--	--------------	--

七三八八 クタール	昭和五十六年三 月十六日から 昭和六十五年三 月三十日まで
--------------	--

一 起業者の名称 鳥取県知事 平 林 鴻 三
二 事業の種類 中郷多目的研修センター建設事業
三 起業地 青谷町役場
四 1 収用の部分 気高郡青谷町大字亀尻字走り出地内 2 使用の部分 なし

一 起業者の名称 鳥取県知事 平 林 鴻 三
二 事業の種類 中郷多目的研修センター建設事業
三 起業地 青谷町役場
四 1 収用の部分 気高郡青谷町大字亀尻字走り出地内 2 使用の部分 なし

一 起業者の名称 鳥取県知事 平 林 鴻 三
二 事業の種類 中郷多目的研修センター建設事業
三 起業地 青谷町役場
四 1 収用の部分 気高郡青谷町大字亀尻字走り出地内 2 使用の部分 なし

一 起業者の名称 鳥取県知事 平 林 鴻 三
二 事業の種類 中郷多目的研修センター建設事業
三 起業地 青谷町役場
四 1 収用の部分 気高郡青谷町大字亀尻字走り出地内 2 使用の部分 なし

一 起業者の名称 鳥取県知事 平 林 鴻 三
二 事業の種類 中郷多目的研修センター建設事業
三 起業地 青谷町役場
四 1 収用の部分 気高郡青谷町大字亀尻字走り出地内 2 使用の部分 なし

一 起業者の名称 鳥取県知事 平 林 鴻 三
二 事業の種類 中郷多目的研修センター建設事業
三 起業地 青谷町役場
四 1 収用の部分 気高郡青谷町大字亀尻字走り出地内 2 使用の部分 なし

一 起業者の名称 鳥取県知事 平 林 鴻 三
二 事業の種類 中郷多目的研修センター建設事業
三 起業地 青谷町役場
四 1 収用の部分 気高郡青谷町大字亀尻字走り出地内 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

鳥取県告示第二百四十六号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

八頭中央都市計画下水道事業 力セサイ都市下水路
昭和五十六年三月十三日から昭和六十年三月三十日まで

三 事業施行期間

昭和五十六年三月十三日から昭和六十年三月三十日まで

四 事業地

収用の部分

一 開発許可の年月日及び番号
 昭和五十五年三月十九日 鳥取県指令受米土維第千三百七十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称
 米子市西福原字西原堂ノ西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 米子市西福原二二三
 森住昭夫

使用の部分

なし

鳥取県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第二百四十八号

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理事業（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

三

一 施行者の名称

郡家町

二 都市計画事業の種類及び名称

一 土地区画整理事業の名称
 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業

二 施行者の名称
鳥取県

三 施行地区に含まれる地域の名称
鳥取市東品治町、栄町、今町二丁目、永楽温泉町、末広温泉町、吉方、

富安二丁目、南吉方一丁目及び吉方温泉三丁目の各一部

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県選舉管理委員会委員長 岡 部 正 夫

四 事業施行期間

変更前	昭和四十五年十月十六日から昭和五十六年三月三十一日まで
変更後	昭和四十五年十月十六日から昭和六十一年三月三十一日まで

五 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市開発課

六 事業計画の決定の年月日
昭和四十五年十月十二日

七 事業計画の変更の年月日
昭和五十六年三月七日

選舉管理委員会告示

鳥取県選舉管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

政治団体の名称 会 西村甚太郎後援会	代表者 氏 名 細田喜太郎	主たる事務所の所在地 会 八頭郡郡家町花二六八一	備考 者 氏 名 細田一朗
政治団体の名称 会 沢徳次郎後援会	代表者 氏 名 岸本貞治	主たる事務所の所在地 会 八頭郡郡家町稻荷六一	備考 者 氏 名 豊田憲夫
政治団体の名称 会 谷本正和後援会	代表者 氏 名 中原明	主たる事務所の所在地 会 岩美郡岩美町大谷七七〇	備考 者 氏 名 沢時二
政治団体の名称 会 牧田吉保	代表者 氏 名 牧田吉保	主たる事務所の所在地 会 東伯郡北条町曲三一六	備考 者 氏 名 岩美郡岩美町大谷七七〇
	"	"	"

昭和五十六年三月十三日

鳥取県選舉管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定

鳥取県選舉管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称		異動事項			
自公明党鳥取総支部	会計責任者	安木精一	新	加賀田義雄	旧
自由民主党氣高町支部	会計責任者	大山福平	主たる事務所の所在地	湯口程治	
平林鴻三福部後援会	代表者	川岩美郡福部村細川七二二	川岩美郡福部村細川三三六		
村田実後援会	代表者	浜本力六	浜本力六	森本晴美	森本晴美
河本三男後援会	会計責任者	向井喜雄	向井喜雄	山根舜象	山根舜象
自由民主党河原町支部	代表者	西田春政	西田春政	稻並佐都留	稻並佐都留
自由民主党用瀬町支部	会計責任者	瀬三一五	瀬三一五	狩七六七四	狩七六七四
増田昭後援会	代表者	岸田善満	岸田善満	山口享	山口享
自由民主党若桜町支部	会計責任者	岩本敏光	岩本敏光	佐々木敬	佐々木敬
金曜会	代表者	桜八頭郡若桜町若	桜八頭郡若桜町若	小林忠孝	小林忠孝
会計責任者	代表者	五倉吉市越中町一	五倉吉市越中町一	上田郁夫	上田郁夫
日野節太郎	安藤允雄	七二六倉吉市瀬崎町二	七二六倉吉市瀬崎町二		
井上彬	津村幸政				

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡部正夫

政治団体の名称		代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地		備考
会	渡辺武・やすだ美気高町後援会			村上治	岡野由敬	
						その政治化の団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡部正夫

第5237号 (第三種郵便物認可)

◎その他の政治団体		5 寄附の内訳	
期間	昭和54年1月1日～昭和54年12月31日	(寄附者)	(金額)(住所、所在地)
河本三男後援会		(個人分)	光熱水費 24,998
報告年月日 昭和56年2月6日		年間100万円以下のもの200,000円	
1 収入総額	1,000円	2 支出総額	0
前年緑越額	1,000		
角田勇一後援会		谷口達雄後援会	
報告年月日 昭和56年2月27日		報告年月日 昭和56年2月27日	
1 収入総額	0円	2 支出総額	0
2 支出総額	0		
3 収入の内訳		古井臺実中部後援会	
寄附 個人分 団体分	240,000 200,000 40,000	報告年月日 昭和56年3月4日	鳥取県公安委員会委員長 松 国 新 平
4 支出の内訳		昭和56年3月11日	
経常経費 事務所費 政治活動費 組織活動費	59,100 59,100 174,000 174,000	古井臺実を激励する会	1,620,000 1,620,000 87,046 47,750
組織活動費 宣伝事業費	450,000	(寄附者)	(金額)(住所、所在地)
5 寄附の内訳		5 寄附の内訳	
備品、消耗品費 事務所費 政治活動費	402,525 768,466 58,750	光熱水費 24,998	5 寄附の内訳
貢金規則第五項)の一部を改正する規則		年間100万円以下のもの200,000円	(政治団体分)
別表の鳥取県警察署の若桜警察官派出所の項中「大字赤松」の「大字大炊、大字岸野、大字糸田、大字根安、大字不香田、大字長砂、		年間100万円以下のもの40,000円	古井臺実を激励する会 1,620,000 鳥取市

大字浅井、大字湯原、大字測見、大字茗荷谷、大字春米」を加え、同表の鳥取県郡家警察署の河原町河原警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県郡家警察署の河原町河原警察官駐在所の項中「大字赤子田」を削り、同表の鳥取県米子警察署の加茂町警察官派出所の項中「天神町一丁目」の下に「天神町二丁目」を、「立町三丁目」の下に「立町四丁目」を加え、「錦町三丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目」を「内町、西町、久米町」に改め、同項の次に鳥取県米子警察署の旗ヶ崎警察官派出所の項として次のように加える。

旗ヶ崎警察官

米子市旗ヶ崎

米子市のうち
灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、
花園町、旗ヶ崎、安倍、上後藤、三旗町

別表の鳥取県米子警察署の錦公園警察官派出所の項を削り、同表の鳥取

県米子警察署の角盤町警察官派出所の項中「角盤町二丁目」の下に「角盤町三丁目、角盤町四丁目」を、「錦町二丁目」の下に「錦町三丁目」を加え、同表の鳥取県米子警察署の両三柳警察官派出所の項中「上後藤、安倍」及び「三旗町」を削り、同表の鳥取県境港警察署の昭和町警察官派出所の項中「東本町、朝日町」、「湊町、元町」及び「相生町」を削り、同表の鳥取県境港警察署の日ノ出町警察官派出所の項中「京町」の下に「朝日町、相生町、東本町、元町、湊町、外江町の一部（通称一区、二区）」を加え、同表の鳥取県境港警察署の境港市竹内町警察官派出所の項中「高松町、誠道町」を削り、同項の次に鳥取県境港警察署の境

港市誠道町警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県郡家警察署の河原町河原警察官駐在所の項中「大字赤子田」を削り、同表の鳥取県郡家警察署の河原町河原警察官駐在所の項中「天神町一丁目」の下に「天神町二丁目」を、「立町三丁目」の下に「立町四丁目」を加え、「錦町三丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目」を「内町、西町、久米町」に改め、同項の次に鳥取県米子警察署の旗ヶ崎警察官派出所の項として次のように加える。

境港市誠道町警察官駐在所	境港市誠道町	境港市のうち 誠道町、高松町、新屋町の一部（市道三軒屋高松線以北）、小篠津町の一部（通称三軒屋、内官舎、畜産団地）
--------------	--------	--

別表の鳥取県境港警察署の境港市佐斐神町警察官駐在所の項中「新屋町、小篠津町」を「新屋町の一部（市道三軒屋高松線以南）、小篠津町の一部（通称三軒屋、内官舎、畜産団地を除く。）」に改め、同表の鳥取県境港警

察署の境港市外江町警察官駐在所の項中

境港市外江町のうち

に改め、同表の外江町の一部（通称一区、二区を除く。）に改め、同表の外江町のうち

江府町保野警察官駐在所	江府町大字保野	江府町のうち 大字保野
-------------	---------	----------------

鳥取県溝口警察署の溝口町溝口警察官駐在所の項中「溝口」の下に「貴住」を加え、同表の鳥取県溝口警察署の江府町武庫警察官駐在所の項中「大字保野」を削り、同項の次に鳥取県溝口警察署の江府町保野警察官駐在所の項として次のように加える。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則